

本検討会での「議論の視点（案）」について

本検討会での「議論の視点（案）」について

○本検討会では、主に以下の課題について議論し、各課題についての論点の整理を行うこととしてはどうか。

1. 平成30年改正法の附帯決議、施行後の状況も踏まえた、各事業を更に効果的に実施していく上での課題 （主にWGの「各事業の在り方検討班」において議論）

- ・ 自立相談支援機関の在り方について
 - － 新型コロナウイルスの影響で新たに顕在化した相談者層への相談支援、急迫した現物ニーズへの対応、関係機関との連携等、自立相談窓口の機能の在り方の検討
- ・ 生活困窮者自立支援制度における生活保護受給者に対する支援の在り方について
 - － 生活保護受給者も含めた一体的な支援の在り方の検討
- ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の在り方について
 - － 平成30年改正法での努力義務化以降の実施状況を踏まえた事業の在り方の検討
- ・ ハローワーク等と連携した就労支援の在り方について
 - － 高齢者や新型コロナウイルスの影響で新たに顕在化した相談者層の就労ニーズへの対応の在り方の検討
- ・ 就労に向けた準備の機会の確保について
 - － 就労準備支援事業、認定就労訓練事業について、利用の動機付けや就労体験・訓練の場の更なる開拓に向けた検討
- ・ 一時生活支援事業の在り方について
 - － 平成30年改正法で新設された地域居住支援事業の実施状況等を踏まえた、生活困窮者の住まいのニーズへの対応の在り方の検討
- ・ 住居確保給付金の在り方について
 - － 新型コロナウイルスへの対応も踏まえた在り方の検討
- ・ 貧困の連鎖防止（子どもの学習・生活支援事業等）の在り方について
 - － 平成30年改正法以降の実施状況を踏まえた生活支援、小学生から高校生まで切れ目のない支援の更なる促進に向けた検討

本検討会での「議論の視点（案）」について（続き）

2. 新型コロナウイルスの影響や地域共生社会の推進等、各事業の枠内に留まらない、生活困窮者自立支援制度全体として検討すべき課題（主にWGの「横断的課題検討班」において議論）

- ・ **新型コロナウイルスの影響や地域共生社会の推進を踏まえた困窮制度見直しの方向性について**
 - － 新型コロナウイルスの影響や、令和3年4月に施行された改正社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を始めとした、地域共生社会の推進を踏まえた生活困窮者自立支援制度の在り方の検討
- ・ **地域づくり、居場所づくりの在り方について**
 - － 生活困窮者を含む様々な課題を抱える地域住民が、地域でともに生き生きと生活するための地域づくり・居場所づくりの在り方の検討
- ・ **孤独・孤立への対応を含む関係機関・関係分野との連携について**
 - － 新型コロナウイルスの影響も受け、深刻な社会的孤立状態にある方の把握・支援を含む関係機関・関係分野との連携の促進に向けた検討
- ・ **支援者支援や人材育成の在り方について**
 - － 生活困窮者自立支援制度の実施主体に対する支援の在り方の検討
- ・ **都道府県の役割と町村部の支援の在り方について**
 - － 平成30年改正法で新たに規定された、都道府県の管内自治体への支援について、施行後の実施状況を踏まえた在り方の検討
 - － 福祉事務所未設置町村における相談支援の在り方の検討